

「女川原子力発電所 計量管理規定」変更前後比較表 (1/5)

別添

現 行	変 更 案	備 考
<p>原-0-10</p> <p>女川原子力発電所 計量管理規定</p> <p>昭和58年 4月 2日 (制 定) 平成27年 6月 2日 (第12回改正)</p> <p>原子力部</p>	<p>原-0-10</p> <p>女川原子力発電所 計量管理規定</p> <p>昭和58年 4月 2日 (制 定) 令和 2年 月 日 (第13回改正)</p> <p>原子力部</p>	第13回改正来歴

「女川原子力発電所 計量管理規定」変更前後比較表 (2/5)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>第2編 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(試料の収去および保管の手続)</p> <p>第 23 条 計量管理責任者は、法律第6 1条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第6 1条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第6 8条第1項、第5項、第8項および第9項（立入検査等）の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員もしくは指定保障措置検査等実施機関の検査員または国際原子力機関の指定する者もしくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第 1 1 章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(封印および監視装置)</p> <p>第 48 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第6 1条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第6 1条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第6 8条第11項、第12項、第13項および第14項（立入検査等）の規定に基づき取付けた封印または監視装置を取り外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後すみやかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印または監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印または監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印または監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合には前項各号の事項を記録するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>第2編 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(試料の収去および保管の手続)</p> <p>第 23 条 計量管理責任者は、法律第6 1条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第6 1条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第6 8条第1項、第4項、第7項および第8項（立入検査等）の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員もしくは指定保障措置検査等実施機関の検査員または国際原子力機関の指定する者もしくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第 1 1 章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(封印および監視装置)</p> <p>第 48 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第6 1条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第6 1条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第6 8条第10項、第11項、第12項および第13項（立入検査等）の規定に基づき取付けた封印または監視装置を取り外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後すみやかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印または監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印または監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印または監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合には前項各号の事項を記録するものとする。</p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

「女川原子力発電所 計量管理規定」変更前後比較表 (3/5)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;"><略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この規定は、平成27年6月8日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>別図第2 主要測定点およびその符号（第9条、第54条関係）</p> <p>1 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p> <pre> graph LR A["新燃料貯蔵庫等：A"] -- "① 受入れ" --> A A -- "MBA" --> C["使用済燃料プール等：C"] C -- "③ 払出し" --> A C <--> B["原子炉：B"] B -- "② 取出し再装荷" --> C </pre> <p>The diagram shows a closed loop system. New fuel enters storage A (①). From storage A, fuel moves to the used fuel pool C via the Material Balance Area (MBA) (②). From the used fuel pool C, fuel is sent back to storage A (③). There is also a bidirectional connection between the used fuel pool C and the reactor B (②).</p> <p>別図第2 主要測定点およびその符号（第9条、第54条関係）</p> <p>1 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p> <pre> graph LR A["新燃料貯蔵庫等：A"] -- "① 受入れ" --> A A -- "MBA" --> C["使用済燃料プール等：C"] C -- "③ 払出し" --> A C <--> B["原子炉：B"] B -- "② 取出し再装荷" --> C B -- "④ 取出し再装荷" --> A </pre> <p>The revised diagram adds a new path (④) where fuel is taken out from reactor B and directly loaded back into storage A, bypassing the used fuel pool C.</p>	<p style="text-align: center;"><略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この規定は、令和2年 ●月 ●日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>別図第2 主要測定点およびその符号（第9条、第54条関係）</p> <p>1 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p>	<p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする</p> <p>女川原子力発電所1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加</p>

「女川原子力発電所 計量管理規定」変更前後比較表 (4/5)

現 行	変 更 案	備 考																								
<p>注1 取出し後再装荷するバッチについては、取出し時の核的生成量および核的損耗量に負符号を付した値をKMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注2 払出し時のプルトニウム241の崩壊による核的損耗量は、KMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注3 区分変更是KMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注4 事故増加はKMP 1、事故損失はKMP 3で取扱うものとする。</p> <p>注5 新燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Aで取扱い、使用済燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Cで取扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p style="text-align: center;"><u>別表第5 測定機器の校正（第29条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測 定 機 器</th><th style="text-align: center;">校正時期または頻度</th><th style="text-align: center;">校 正 方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">給水流量計</td><td style="background-color: yellow;">施設定期検査時</td><td style="text-align: center;">模擬入力信号による校正</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉圧力計</td><td style="background-color: yellow;">施設定期検査時</td><td style="text-align: center;">模擬入力信号による校正</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">局部出力領域モニタ</td><td style="text-align: center;">燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。</td><td style="text-align: center;">移動式炉心内計装(TIP)による校正</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><略></p>	測 定 機 器	校正時期または頻度	校 正 方 法	給水流量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	原子炉圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。	移動式炉心内計装(TIP)による校正	<p>注1 取出し後再装荷するバッチについては、取出し時の核的生成量および核的損耗量に負符号を付した値をKMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注2 払出し時のプルトニウム241の崩壊による核的損耗量は、KMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注3 区分変更是KMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注4 事故増加はKMP 1、事故損失はKMP 3で取扱うものとする。</p> <p>注5 新燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Aで取扱い、使用済燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Cで取扱うものとする。</p> <p>注6 KMP CからKMP Aへの移動は女川原子力発電所1号機の使用済燃料プールに保管している新燃料に限るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p style="text-align: center;"><u>別表第5 測定機器の校正（第29条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測 定 機 器</th><th style="text-align: center;">校正時期または頻度</th><th style="text-align: center;">校 正 方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">給水流量計</td><td style="background-color: yellow;">定期事業者検査時</td><td style="text-align: center;">模擬入力信号による校正</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉圧力計</td><td style="background-color: yellow;">定期事業者検査時</td><td style="text-align: center;">模擬入力信号による校正</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">局部出力領域モニタ</td><td style="text-align: center;">燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。</td><td style="text-align: center;">移動式炉心内計装(TIP)による校正</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><略></p>	測 定 機 器	校正時期または頻度	校 正 方 法	給水流量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	原子炉圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。	移動式炉心内計装(TIP)による校正	<p>女川原子力発電所1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
測 定 機 器	校正時期または頻度	校 正 方 法																								
給水流量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正																								
原子炉圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正																								
局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。	移動式炉心内計装(TIP)による校正																								
測 定 機 器	校正時期または頻度	校 正 方 法																								
給水流量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正																								
原子炉圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正																								
局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。	移動式炉心内計装(TIP)による校正																								

「女川原子力発電所 計量管理規定」変更前後比較表 (5/5)

現 行				変 更 案				備 考
<u>別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および 使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等（第43条、第74条関係）</u>				<u>別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および 使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等（第43条、第74条関係）</u>				
報 告 書 名	提 出 時 期	報 告 概 要	報告の根拠	報 告 書 名	提 出 時 期	報 告 概 要	報告の根拠	
11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたときは、その状況、その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたときは、その状況、その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	
12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項	12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項	法令改正に伴う変更 以 上